

「人権尊重のまち 鳴門」

～ だれもが安心して暮らせるまちづくり ～

問 市教育委員会生涯学習人権課 ☎088・686・8803 市役所人権推進課 ☎088・684・1148

2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、障がいのある方や高齢者などに配慮し、さまざまな人が利用しやすいように、施設や交通機関などのバリアフリー化が進められています。これと同様に、さまざまな人の個性を認め合い、お互いが共に生きていく「共生」のための心のバリアフリー化を進めることも重要になっています。

私たちの普段の生活を考えてみましょう。例えば車いすを利用している方が階段を上るのは難しいことです。でも、エレベーターやスロープがあれば、車いすを利用している方も自由に上の階に上がることができます。また、自転車や荷物が点字ブロックなどにかぶさらないよう気をつけて行動することで、視覚に障がいがある方も、より安全に通行できるようになります。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」では、「障害を理由とする差別の禁止」が定められ、障がいのある方が困らないように、国や地方公共団体、事業者に対し、負担が重すぎない範囲で対応すること

(合理的配慮)が求められています。

障がいの有無にかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。全ての人が暮らしやすい社会を実現するためには、施設や道具、日用品などの配慮や工夫だけでなく、一人ひとりが相手を理解し、相手の立場に立った行動をしていくといった取り組みも欠かせません。

私たちの周りには、心身にさまざまな障がいがある方がいます。相手の立場に立って考え、コミュニケーションをとることで今まで気付かなかった部分を発見でき、新しい絆が生まれます。

私たち一人ひとりが相手の個性を認め合い、学校や職場、地域で行動していくことにより、周りの人たちに広がり、やがては社会を少しずつ変えていく力になります。「障がいがあってもなくてもすべての人が幸せに暮らせる社会」のために自分に何ができるか考え、ともに行動していきましょう。